

## 事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長

### 1. 改正のポイント

#### (1)趣旨・背景

経営者の年齢ピークは、法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018（平成30）年）の60代後半から50代後半になり、事業承継は一定程度進んでいるが、未だに事業承継が必要になる70代以上の経営者が多く存在している。このような状況を踏まえて、適用期限が到来するまでの間、本制度を最大限に活用できるよう、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を延長する。

#### (2)内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度については、特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。

|                     |               | 改正前               | 改正後              |
|---------------------|---------------|-------------------|------------------|
| 法人版事業承継税制<br>（特例措置） | 特例承継計画の提出期限   | 2026（令和8）年3月31日※  | 2027（令和9）年9月30日  |
|                     | 適用期限          | 2027（令和9）年12月31日  | 同左（改正なし）         |
| 個人版事業承継税制           | 個人事業承継計画の提出期限 | 2026（令和8）年3月31日※  | 2028（令和10）年9月30日 |
|                     | 適用期限          | 2028（令和10）年12月31日 | 同左（改正なし）         |

※特例承継計画等の提出期限は2024年度（令和6年度）改正により2024（令和6）年3月31日から2年延長

### 2. 実務のポイント

本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。なお、本制度の適用期限後の事業承継のあり方については、2027年度（令和9年度）税制改正において結論が示される見込みである。